

## 健康診査実施医療機関との契約について

現在、環境省からの委託を受け、下記のと通りの医療機関と契約を行っているが、令和 3 年度からの取り扱いについて変更したいため、技術的に問題がないか、ご検討いただきたい。

### 1 健康診査 契約医療機関について

(案) 令和 3 年度の健康診査の契約医療機関を筑波大学附属病院のみとする。

受給者から要請があった場合及びなんらかの不都合が生じた場合には、令和 2 年度までの契約医療機関と再度契約を締結し、健康診査を実施することとさせていただきたい。

#### ・理由

令和 2 年度まで、健康診査実施医療機関として、筑波大学附属病院のほか、総合病院国保旭中央病院、神栖済生会病院、茨城県立こども病院と契約を締結していた。

茨城県立こども病院については、過去の受診履歴がなく、受給者の最年少者が 16 歳に到達することにより、今後の受診見込がないこと、総合病院国保旭中央病院、神栖済生会病院についても、過去の受診履歴がないことから、医療機関の負担軽減のため希望があった場合に契約を締結する方法に変更させていただきたい。

### 2 令和 3 年度の健康診査実施医療機関 (案)

- ① 筑波大学附属病院
- ② 茨城県立医療大学付属病院 (小児神経発達検査)